

# みやぎきの神楽海外公演メディアプロモーション業務委託仕様書

## 1 目的

2028年の神楽のユネスコ無形文化遺産登録を見据え、本県の貴重な文化資源である「みやぎきの神楽」を世界に発信することで、神楽の文化的・歴史的価値の一層の向上と魅力の確立を図る。

神楽のパリ日本文化会館での海外公演の前後におけるメディアプロモーション等を行うことで、神楽公演を一過性のイベントに終わらせることなく、神楽の認知度向上やインバウンド誘致に結びつけることを目的とする。

## 2 「みやぎきの神楽」海外公演について（予定）

### (1) 主な行事（現地時間）

令和9年2月12日（金）午後 パリ日本文化会館で荷物搬入・神楽公演リハーサル  
夜 パリ市内でレセプション

令和9年2月13日（土）午後 パリ日本文化会館で神楽公演本番・荷物撤収

令和9年2月14日（日）午前 パリ市内で意見交換会

### (2) 場所

パリ日本文化会館 地下3階大ホール

(101 bis, quai Jacques Chirac, 75015 Paris France)

## 3 業務概要

### (1) メディアプロモーション戦略の策定及び実施

パリ日本文化会館での神楽公演を起点とし、公演前後（12月～3月）にフランスを中心とした戦略的なメディアプロモーション計画を策定し、実施すること。

### (2) 海外市場向け広報コンテンツの制作・発信

「みやぎきの神楽」の歴史的・文化的価値をフランス語圏のターゲット層へ伝えるため、以下の広報素材等の制作及び発信を行うこと。なお、以下の広報素材等はフランス語で制作し、英語の字幕を付けること。

ア 新聞・雑誌・Web媒体等への広告掲載（制作及び出稿計画の立案・実行を含む）

イ 現地インフルエンサーの活用など、SNS（Instagram, Facebook等）を活用した情報発信及び運用

ウ 神楽の文化的背景や魅力を伝えるためのプロモーション資材（動画、パンフレット等）の制作

### (3) インターネット旅行代理店（OTA）を活用したインバウンド誘致

神楽の認知度向上及び実際に宮崎県への旅行（インバウンド）へ繋げるため、訪日希望者が多く利用するOTAに「みやぎきの神楽」に関する特設ページを制作すること。

(4) 現地報道機関を活用した広報活動

フランス主要メディア（テレビ、新聞、Web 媒体等）へのプレスリリース及び売り込み等を行うこと。また、メディア掲載状況については適宜報告すること。

(5) 他関連事業等との連携

パリ日本文化会館、宮崎県総合政策部みやざき文化振興課が実施する「みやざきの神楽海外公演開催業務」及び宮崎県商工観光労働部観光推進課が実施する「海外 OTA 等を活用したインバウンド誘客プロモーション事業」等と連携すること。

(6) その他

神楽のメディアプロモーションに資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。

#### 4 成果品等

本業務の成果品及び納期は次のとおりとする。なお、電子データでも提出すること。

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| (1) メディアプロモーション検証結果報告書     | … 令和9年3月19日 |
| (2) 本業務において作成した広報資材等のデータ一式 | … 令和9年3月19日 |
| (3) 事業実績報告書                | … 令和9年3月19日 |

#### 5 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、宮崎県が指定する場所とする。

#### 6 その他

- (1) 本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属すること。また、委託契約期間終了後、県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者の責めに帰すべき事由により施設の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整を行うこと。
- (5) 本業務を実施する中で、業務の追加や変更の必要が生じた場合は委託者、委託者が指定する事業者及び受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができること。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。

※ 本仕様書において定める要件については、公募時点の想定であり、契約予定事業者決定後、速やかに協議を行い、仕様書を確定させるものとする。